

# 「廃棄物処理法」が 強化されました

廃棄物の適正処理に関する基本法である、いわゆる「廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）」が改正され、4月から施行されます。

## 改正の主な内容

### ○排出事業者責任の明確化

産業廃棄物が、どのような経路で処理されたかを伝票で管理するマニフェスト（産業廃棄物管理票）制度が見直され、排出事業者にも処理を委託した産業廃棄物が適正に処理されたかを最後まで確認することが義務づけられました。

### ○違法行為への関与の責任

土地の所有者や管理者などが、不法投棄を要求したり、そのかしたり、助けた場合は原状回復などの措置命令の対象となります。

### ○野外での焼却（野焼き）の禁止

原則として廃棄物を野外で焼却する野焼きは禁止され、違反すると罰せられます。

今後とも「不法投棄や野焼きは絶対に許さない」を合言葉に、みなさんのご協力をお願いします。

## 土地所有者・ 管理者の皆さんへ

- 産業廃棄物の埋立処分場を設置するには、県の許可が必要です。
- 土地の造成をするときは、産業廃棄物で埋め立てされないよう確認しましょう。
- 所有地が産業廃棄物の捨て場とならないよう、定期的に見回しましょう。
- 不法投棄されないよう、看板や柵を設置しましょう。
- 土地を貸したり提供する際には、産業廃棄物の違法な処理場にされないよう十分注意しましょう。

問合せ 千葉県庁不法投棄苦情受

付専門電話

☎ 043(223)3801

## 新しい行政委員さんの紹介

～皆さんと町をつなぐパイプ役～

集落名	氏名	電話番号
篠本一区	小林 道男	85-0509
篠本二区	江波戸 弘之	85-0068
篠本三区	大木 一男	85-0175
新井	森 佳信	85-0678
宝米	土屋 紘	85-0330
二又	鈴木 誠	85-0651
小川台	林 正俊	85-1071
台	山崎 茂秀	85-0771
傍示戸	鈴木 秋夫	85-0532
富下	布施 忠	85-1205
虫生	深田 一夫	85-1160
小田部	霞 秋男	85-0726
町営団地	木戸 さよ子	85-0105
母子	伊藤 高明	85-1318
芝崎	野村 政雄	85-1171
橋場	若梅 房雄	84-0105
桑郷	安達 勉	84-3261

集落名	氏名	電話番号
西高野	馬場 富士夫	84-3277
谷中	越川 修明	84-1916
古屋	堀 芳夫	84-1196
宮内	大木 利夫	84-0197
入	林 幸一	84-0867
作間内	矢城 幸男	84-0974
県営団地	川島 英彦	84-3706
篠原	小川 勉	84-1875
原方	木原 修	84-1837
五之神	伊藤 雄二	84-2703
長塚	吉田 忠平	84-0200
木戸	青木 吉雄	84-0617
辻	實川 勝利	84-0274
尾垂五区	伊藤 秀樹	84-0760
尾垂六区	伊藤 信夫	84-0694
白磯	浅野 武久	84-0206
関	向後 隆文	84-2207